

厚生労働省北海道労働局発表
令和 7 年 11 月 19 日

報道関係者 各位

担 当	【照会先】
	厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
	課長 十倉 正直
	統括特別司法監督官 大串 尚哉
	<電 話> 0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1
	(内線 3 5 4 2)

令和 6 年の北海道労働局管内における送検状況

～労働安全衛生法違反及び労働基準法等違反被疑事件を 48 件送検～

北海道労働局（局長 むらまつ たつや 村松 達也）は、令和 6 年における管下 17 労働基準監督署・支署の労働安全衛生法違反及び労働基準法等違反被疑事件の送検状況を以下のとおり取りまとめましたので、その内容を公表します。

1 概況（表 1・図 1）

令和 6 年 1 月から 12 月までの 1 年間に、48 件（対前年比＋4 件）の司法事件を検察庁に送検しました。

内訳は、①労働安全衛生法違反が 29 件（対前年比＋1 件）、②最低賃金法違反が 6 件（対前年比－2 件）、③労働基準法違反が 13 件（対前年比＋5 件）でした。

2 業種別の状況（表 2・図 2）

業種別は、建設業が 15 件（対前年比＋1 件）で、全体に占める割合は 31.3%と最も多く、製造業が 2 件（対前年比－5 件）、運輸交通業が 7 件（対前年比＋1 件）でした。

3 事件の内容（表 3）

（1）労働安全衛生法違反被疑事件について

墜落等による危険の防止措置に関する違反が 6 件、いわゆる労災かくし（労働者死傷病報告に関する違反）に関する違反が 5 件でした。

（2）最低賃金法違反について

最低賃金額以上の賃金の不払に関する違反が 6 件（対前年比－2 件）で、うち 4 件は経営不振を背景とする賃金不払でした。

（3）労働基準法違反について

賃金不払が 4 件（対前年比＋1 件）、労働時間関係が 4 件（対前年比＋3 件）でした。

※送検し、かつ公表した事案については、北海道労働局の HP に「労働基準関係法令違反に係る公表事案」一覧として掲載しています。

4 今後の取組

北海道労働局においては、重大又は悪質な事案について、送検手続きを取り、厳正に対処することとしています。

司法事件処理状況

表 1 年別・法令別送検件数

年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
労働安全衛生法違反	28	28	36	28	29
最低賃金法違反	22	9	9	8	6
労働基準法違反	5	9	8	8	13
計	55	46	53	44	48

図 1 年別・法令別送検件数

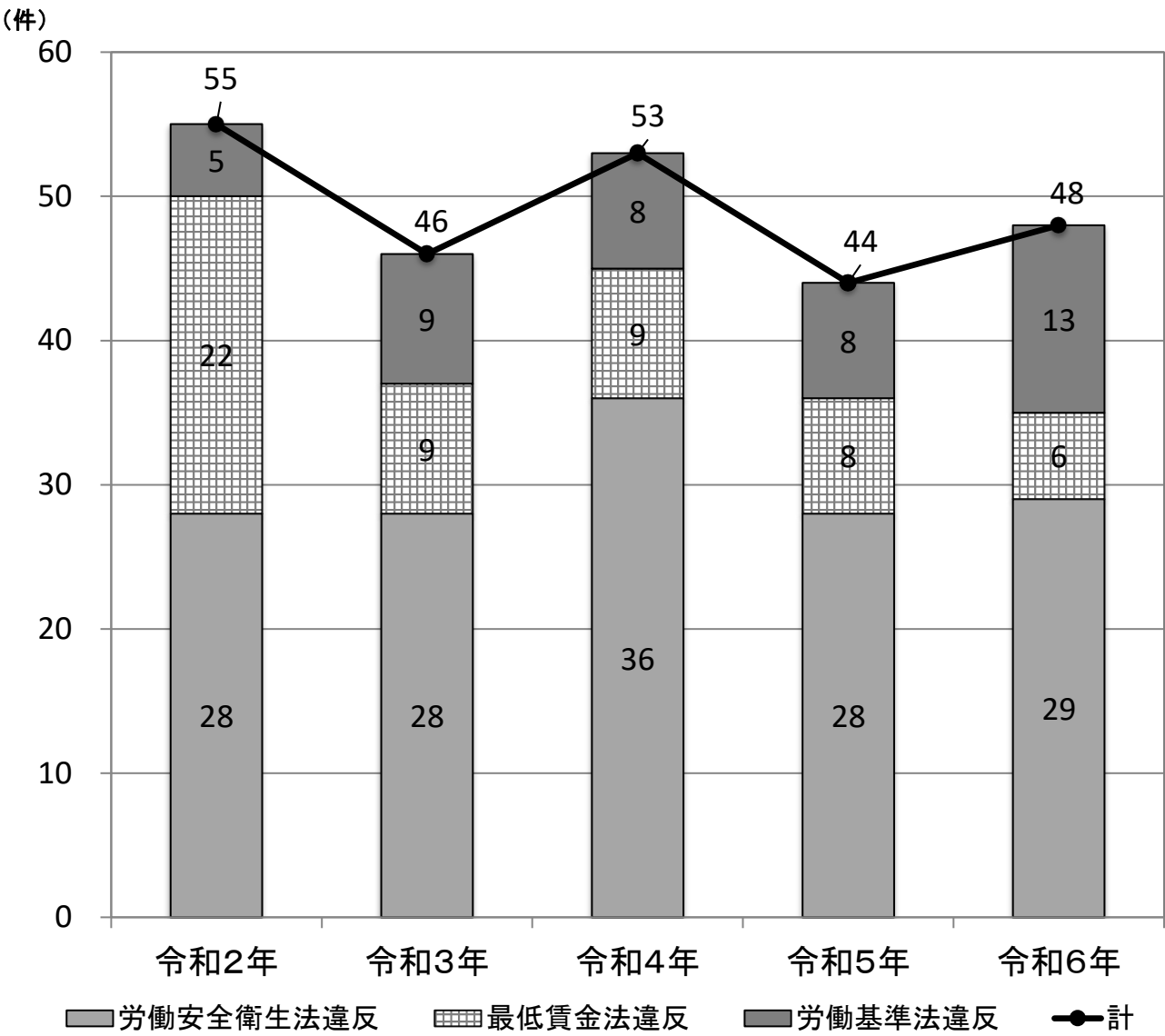


表 2 業種別送検件数（令和 6 年）

業 種	製 造 業	建 設 業	運 輸 交 通 業	商 業	接 客 娛 楽 業	左 記 以 外 の 業 種	計
労働安全衛生法違反	1	14	3	0	1	10	29
労働基準法・最低賃金法違反	1	1	4	5	3	5	19
計	2	15	7	5	4	15	48

※接客娯楽業とは、旅館業や飲食店を含む業種分類。

図 2 業種・法令別送検件数

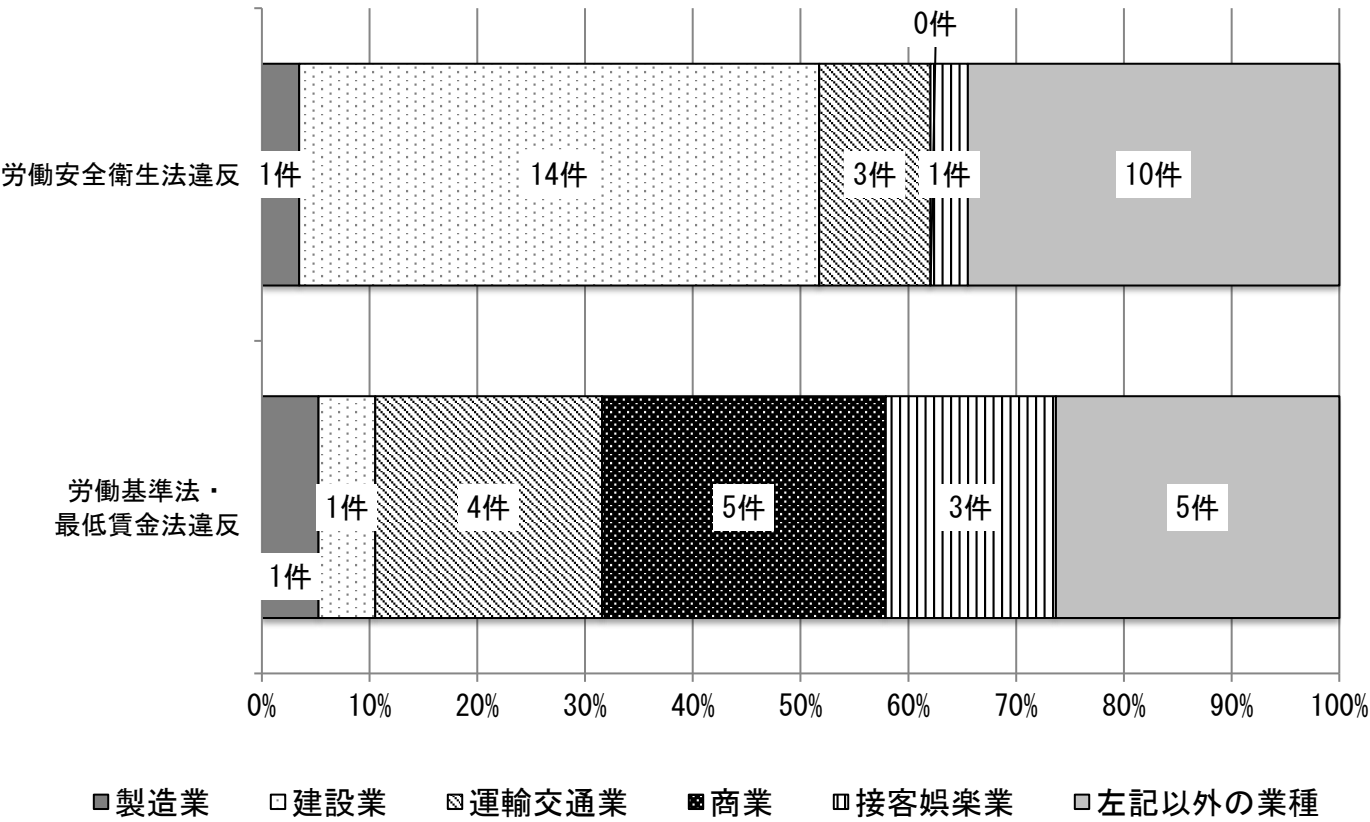


表3 主な違反条文別送検状況

違反法条項	違反事項	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
労働基準法第15条	労働条件の明示	2	3	1	1	0
労働基準法第20条	解雇の予告	0	1	1	1	0
労働基準法第22条	退職時等の証明	0	1	0	0	0
労働基準法第23条・第24条	賃金不払	2	4	4	3	4
労働基準法第32条	労働時間	2	3	1	1	4
労働基準法第37条	賃金不払残業	0	1	2	6	2
労働基準法第108条	賃金台帳	0	1	0	1	1
労働基準法第109条	記録の保存	0	0	1	0	0
最低賃金法第4条	最低賃金額の不払	22	9	9	8	6
労働安全衛生法第14条	作業主任者	1	1	0	1	1
労働安全衛生法第20条・第21条	危険防止のための措置	20	13	20	16	17
	車両系荷役運搬機械による危険防止措置	2	3	2	1	1
	車両系建設機械による危険防止措置	3	1	5	3	2
	移動式クレーン等による危険防止措置	1	0	2	0	1
	その他の機械・設備による危険防止措置	4	1	3	5	4
	そうじ等の場合の運転停止措置、運転開始の合図等	0	1	2	2	1
	爆発による危険の防止措置	0	0	2	0	0
	伐木作業等における危険防止措置	3	2	1	1	0
	タイヤ空気充てん作業による危険防止措置	0	1	0	0	0
	掘削作業等における危険の防止措置	1	1	1	0	2
	墜落等による危険の防止措置	6	3	2	4	6
労働安全衛生法第22条・第23条	健康障害防止等のための措置	0	0	2	1	0
	有害な作業環境による健康障害防止措置	0	0	1	0	0
	安全な通路の保持	0	0	1	1	0
労働安全衛生法第30条	特定元方事業者等の講ずべき措置	0	1	2	0	2
労働安全衛生法第59条	安全衛生教育	0	1	1	0	2
労働安全衛生法第61条	就業制限（無資格就業）	2	5	1	1	1
労働安全衛生法第65条	作業環境測定	0	0	1	0	0
労働安全衛生法第100条	報告等の義務	3	8	12	7	5
	労働者死傷病報告（労災かくし）	3	8	12	7	5

※ 複数の条文を一度に送検することがあります。

令和6年の送検事例

1 労働安全衛生法違反事件の事例

事例1 車両系荷役運搬機械との接触による労働災害に関する事例

建設業において、貨物自動車（車両系荷役運搬機械）による物資の運搬作業を行っていたところ、この貨物自動車と、近くで作業していた労働者が接触し、この労働者が死亡した。被災時は、貨物自動車の誘導者を配置せず、同自動車と接触する危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせていたもの。

※ 労働安全衛生法において、車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、運転中の同機械と労働者が接触する危険を防止するため、誘導者を配置する又は接触する危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならないことが規定されている。

事例2 開口部からの墜落による死亡労働災害に関する事例

貨物自動車運送事業において、サイロの高さ3.6mの場所で、労働者にチップの積み込み作業をさせていたが、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の墜落防止措置を講じることなく作業を行わせたため、同労働者が開口部から墜落して死亡した。

※ 労働安全衛生法において、高さ2m以上の場所（開口部）で作業を行う場合は、墜落による危険を防止するため、囲い、手すり等の墜落防止設備を設けなければならないが、これらを設けることが困難なときは、要求性能墜落制止用器具を使用させる等の墜落防止措置を講じなければならないことが規定されている。

事例3 いわゆる労災かくしに関する事例（労働者死傷病報告に関する違反）

建設業において、労働者が工事現場で作業中、転倒により負傷をし、4日以上以上の休業を要することとなった労働災害について、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかったもの。

※ 労働安全衛生法では、労働者が労働災害等により4日以上休業する場合には、遅滞なく労働者死傷病報告書により所轄労働基準監督署長に報告することが規定されている。

2 最低賃金法違反事件の事例

事例4 賃金不払に関する事例

接客娯楽業を営む事業場において、労働者7名に対する令和5年7月分の定期賃金をその所定支払日に、北海道最低賃金（1時間920円（当時））以上の金額で支払わなかったもの。